

管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

### 鳥取県人事委員会規則第14号

#### 管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第1条 管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「削除号」という。)を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第7条の2及び第18条の規定に基づき、<u>管理職手当に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(管理職手当を支給する職及び区分)</p> <p>第2条 給与条例第7条の2第1項の人事委員会規則で指定する職は、<u>別表第1の組織欄に掲げる組織</u>に応じ、それぞれ同表の職欄に定める職(人事委員会がこれに相当すると認める職を含む。以下同じ。)とする。</p> <p><u>2 別表第1に掲げる職に係る管理職手当の区分は、同表の職欄の区分に応じ、それぞれ同表の区分欄に定める区分とする。</u></p> <p>(支給月額)</p> <p>第3条 <u>前条第1項に規定する職を占める職員(以下「管理職員」という。)</u>に支給する管理職手当の<u>月額は、当該職員に適用される給料表、当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第2項の規定に</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年<u>2月</u>鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第7条の2及び第18条の規定に基づき、<u>管理職手当に関する事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>(管理職手当を支給する職)</p> <p>第2条 給与条例第7条の2第1項の人事委員会規則で指定する職は、<u>別表左欄に掲げる組織</u>に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる職(人事委員会がこれに相当すると認める職を含む。以下同じ。)とする。</p> <p>(支給額)</p> <p>第3条 <u>前条に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の額は、当該職を占める職員の給料月額に、別表右欄に掲げる区分に応じ、次に掲げる支給割合を乗じて得た額(給与条例第4条の2に規定する短</u></p>

よる区分に応じ、それぞれ別表第2の管理職手当月額欄に定める額とする。

(支給できない場合)

第4条 管理職員が、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(給与条例第12条の2第1号の場合、職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)第15条の表第1号の場合及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)第14条の表第1号の場合を除く。)には、当該月に係る管理職手当は支給することができない。

別表第1(第2条、第3条関係)

組織		職	区分
知事の 事務部 局	本庁	略	2種
		防災監 次長(衛生環境研究所、消費生活センター及び農業大学の次長を除く。) 副出納長 局長 県民室の室長(人事委員会が承認したものに限る。) 自治研修所の所長(人事委員会が承認したものに限る。) 文化観光局の副	

時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(1) 1種 100分の25

(2) 2種 100分の20

(3) 3種 100分の16

(4) 4種 100分の14

(5) 5種 100分の12

(6) 6種 100分の10(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年12月鳥取県条例第50号)第3条の規定により教職調整額が支給される職員の占める職に係る区分にあつては、100分の8)

(支給方法)

第4条 管理職員が、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(給与条例第12条の2第1号の場合、職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年12月鳥取県人事委員会規則第15号)第15条の表第1号の場合及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年12月鳥取県人事委員会規則第17号)第14条の表第1号の場合を除く。)には、管理職手当を支給することができない。

別表(第2条、第3条関係)

組織		職	区分
知事の 事務部 局	本庁	略	2種
		防災監 次長(衛生環境研究所、消費生活センター、産業技術センター及び農業大学の次長を除く。) 副出納長 局長 県民室の室長(人事委員会が承認したものに限る。) 自治研修所の所長(人事委員会が承認したものに限る。) 文化観光局の副	

		<p>局長（人事委員会が承認したものに限る。）</p> <p>衛生環境研究所の所長（人事委員会が承認したものに限る。）</p> <p>消費生活センターの所長（人事委員会が承認したものに限る。）</p> <p>市場開拓局の局長</p> <p>農業大学の校長（人事委員会が承認したものに限る。）</p> <p>農林総合技術研究院の院長（人事委員会が承認したものに限る。）</p> <p>行政監察監</p> <p>建設事業評価室の室長（人事委員会が承認したものに限る。）</p> <p>参事監</p>	3種		<p>衛生環境研究所の所長（人事委員会が承認したものに限る。）</p> <p>消費生活センターの所長（人事委員会が承認したものに限る。）</p> <p>市場開拓監（人事委員会が承認したものに限る。）</p> <p>産業技術センターのセンター長（人事委員会が承認したものに限る。）</p> <p>農業大学の校長（人事委員会が承認したものに限る。）</p> <p>農林総合技術研究院の院長（人事委員会が承認したものに限る。）</p> <p>行政監察監</p> <p>建設事業評価室の室長（人事委員会が承認したものに限る。）</p> <p>参事監</p>	3種
		<p>課長（衛生環境研究所及び農業大学の課長を除く。）</p> <p>消防防災航空室の室長</p> <p>公益法人・団体指導室の室長</p> <p>政策法務室の室</p>			<p>課長（衛生環境研究所、産業技術センター及び農業大学の課長を除く。）</p> <p>消防防災航空室の室長</p> <p>公益法人・団体指導室の室長</p> <p>政策法務室の室</p>	

長  
県民室の室長  
自治研修所の所  
長及び次長  
福利厚生室の室  
長

文化観光局の副  
局長  
とっとりイメー  
ジ創出室の室長  
地域資源振興室  
の室長  
衛生環境研究所  
の所長及び次長  
消費生活センタ  
ーの所長  
市場開拓室の室  
長  
地産地消推進室  
の室長

農業大学の校  
長、次長及び部  
長  
農林総合技術研  
究員の院長  
和牛全共室の室  
長

会計管理室の室  
長  
出納室の室長  
建設事業評価室  
の室長  
総括検査専門員

室長（管理職手  
当に係る区分が

4種

長  
県民室の室長  
自治研修所の所  
長及び次長  
福利厚生室の室  
長  
指導管理室の室  
長

集中化推進室の  
室長  
物品調達室の室  
長  
文化観光局の副  
局長  
とっとりイメー  
ジ創出室の室長

衛生環境研究所  
の所長及び次長  
消費生活センタ  
ーの所長  
市場開拓監

産業技術センタ  
ーのセンター  
長、次長、室長  
及び所長

農業大学の校  
長、次長及び部  
長  
農林総合技術研  
究員の院長  
和牛全共室の室  
長

市瀬地区生活安  
定推進室の室長  
会計管理室の室  
長

出納室の室長  
建設事業評価室  
の室長  
総括検査専門員

室長（管理職手  
当に係る区分が

4種

		2種及び3種の職を占める職員並びに情報システム管理室、県史編さん室及び衛生環境研究所の室長を除く。) 民工芸振興官	
		略	
地方 機関	総合事務所	所長（農業改良普及所の所長を除き、人事委員会が承認したものに限る。）	1種
		所長（農業改良普及所の所長を除く。） 局長（東部総合事務所福祉保健局、中部総合事務所福祉保健局及び西部総合事務所福祉保健局の局長並びに人事委員会が承認したものに限る。） 副局長（人事委員会が承認したものに限る。）	2種
		局長（東部総合事務所福祉保健局、中部総合事務所福祉保健局及び西部総合事務所福祉保健局の局長を除く。） 副局長 課長（保健衛生課の課長にあつては、人事委員会が承認したものに限る。） 農業改良普及所	3種

		2種及び3種の職を占める職員並びに情報システム管理室、県史編さん室及び衛生環境研究所の室長を除く。)	
		民芸振興官	5種
		略	
地方 機関			

	の所長 鳥取環状道路建設推進室の室長 山陰道推進室の室長 大規模基盤整備室の室長 大山中海観光室の室長 大山自然歴史館の館長 大山・弓浜農業用水対策室の室長 米子空港整備推進室の室長	
	地域整備室の室長	4種
	税務専門員 用地専門員	5種
消防学校	校長 副校長（人事委員会が承認したものに限る。）	3種
略		
名古屋事務所	略	
所	所長	3種

消防学校	校長 副校長（人事委員会が承認したものに限る。）	3種
略		
名古屋事務所	略	
所	所長	3種
総合事務所	所長（農業改良普及所の所長を除き、人事委員会が承認したものに限る。）	1種
	所長（農業改良普及所の所長を除く。） 局長（東部総合事務所福祉保健局、中部総合事務所福祉保健局及び西部総合事務所福祉保健局の局長並びに人事委員会が承認したものに限る。）	2種

略			
男女共同参画センター	所長 事務局長		3種
略			
総合療育センター	略 部長（事務部の部長に限る。） 副院長（人事委員会が承認したものに限る。）		3種

	副局長（人事委員会が承認したものに限る。）		
	局長（東部総合事務所福祉保健局、中部総合事務所福祉保健局及び西部総合事務所福祉保健局の局長を除く。） 副局長 課長（保健衛生課の課長にあつては、人事委員会が承認したものに限る。） 農業改良普及所の所長 鳥取環状道路建設推進室の室長 大規模基盤整備室の室長 大山中海観光室の室長 大山自然歴史館の館長 大山・弓浜農業用水対策室の室長 米子空港整備推進室の室長		3種
	鳥取砂丘室の室長		4種
	税務専門員 用地専門員		5種
略			
男女共同参画センター	事務局長		3種
略			
総合療育センター	略 部長（事務部の部長に限る。） 副院長		3種

			略	
			略	
		とっとり賀 露かにつこ 館	館長	3種
			略	
	議会事務局		事務局長(人事 委員会が承認し たものに限る。)	1種
			事務局長 次長	2種
			略	
教育委 員会事 務局及 び教育 機関	教育 委員 会事 務局	本庁	略	
			課長 福利室の室長 特別支援教育室 の室長	3種
			室長(管理職手 当に係る区分が 3種の職を占め る職員及び育英 奨学室の室長を 除き、 <u>歴史遺産</u> 室の室長にあっ ては、人事委員 会が承認したも のに限る。)	4種
			指導主査 社会教育主査 義務教育主査 高等教育主査 文化財主査	6種
			略	
	教育 機関		略	
		図書館	略	
			館長 副館長	3種
		博物館	略	
			副館長	3種

			略	
			略	
		とっとり賀 露かにつこ 館	館長	3種
		姫路鳥取線 用地事務所	所長	3種
			略	
	議会事務局		事務局長	1種
			次長	2種
			略	
教育委 員会事 務局及 び教育 機関	教育 委員 会事 務局	本庁	略	
			課長 福利室の室長 <u>障害児教育室</u> の室長 <u>全国スポーツ・ レクリエーショ ン祭推進室</u> の室 長	3種
			室長(管理職手 当に係る区分が 3種の職を占め る職員及び育英 奨学室の室長を 除き、 <u>遺跡調査</u> <u>整備室</u> の室長に あつては、人事 委員会が承認し たものに限る。)	4種
			指導主査 社会教育主査 義務教育主査 高等教育主査 文化財主査	5種
			略	
	教育 機関		略	
		図書館	略	
			館長 次長	3種
		博物館	略	
			副館長	3種



	課長	
スポーツセンター	所長（人事委員会が承認したものに限る。）	2種
	所長	3種
略		
埋蔵文化財センター	略	
	発掘事業室の室長（人事委員会が承認したものに限る。）	4種
高等学校	鳥取東高等学校、鳥取西高等学校、鳥取商業高等学校、八頭高等学校、倉吉東高等学校、倉吉農業高等学校、米子東高等学校及び米子西高等学校（以下「鳥取東高等学校等」という。）の校長	3種
	校長（鳥取東高等学校等の校長を除く。）	4種
略		
	教頭（人事委員会が承認したものに限る。）	5種
	教頭	7種
	舎監長である教頭	8種
	事務長（鳥取東高等学校等の事務長のうち、人事委員会が承認したものに限る。）	3種

	課長	
略		
埋蔵文化財センター	略	
	発掘調査室の室長（人事委員会が承認したものに限る。）	4種
スポーツセンター	所長（人事委員会が承認したものに限る。）	2種
	所長	3種
高等学校	校長（人事委員会が承認したものに限る。）	4種（人事委員会が別に承認した場合には3種）
略		
	校長	5種
	教頭（人事委員会が承認したものに限る。）	
	教頭	6種
	舎監長である教頭	
	事務長（鳥取東高等学校、鳥取西高等学校、鳥取商業高等学校、鳥取工業高等学校、鳥取湖	3種

		事務長（人事委員会が承認したものに限る。）	4種			陵高等学校、八頭高等学校、倉吉東高等学校、倉吉西高等学校、倉吉農業高等学校、米子東高等学校、米子西高等学校、米子工業高等学校、境高等学校及び境港総合技術高等学校の事務長に限る。）	
	特別支援学校	略			盲学校 聾学校 養護学校	略	
		教頭	7種			教頭	6種
		部主事である教諭	8種			部主事である教諭	
		事務長（人事委員会が承認したものに限る。）	3種又は4種				
市町村立学校	中学校	略		市町村立学校	中学校	略	
	小学校	教頭	7種		小学校	教頭	6種
	特別支援学校	略			養護学校	略	
		教頭	7種			教頭	6種
		部主事である教諭	8種			部主事である教諭	
	略				略		
	労働委員会事務局	略			労働委員会事務局	略	
		事務局次長	3種			事務局次長	3種
共通		参事（人事委員会が承認したものに限る。）	3種				
		参事	4種				

第2条 管理職手当に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

給料表	職務の級	区分	管理職手当月額	
			再任用職員以外の職員	再任用職員
行政職給料表	9級	1種	130,300円	112,900円
	8級	2種	94,000円	79,800円
	7級	2種	88,500円	72,900円
		3種	70,800円	58,300円
		4種	62,000円	51,000円

	6 級	3 種	66,500円	51,400円
		4 種	58,200円	45,000円
		5 種	49,900円	38,500円
公安職給料表	9 級	2 種	95,700円	83,800円
		3 種	90,900円	77,300円
	8 級	2 種	90,900円	77,300円
		3 種	72,700円	61,800円
7 級	3 種	71,500円	56,000円	
	4 種	62,600円	49,000円	
教育職給料表(1)	4 級	3 種	72,800円	68,000円
		4 種	63,700円	59,500円
		5 種	54,600円	51,100円
	3 級	3 種	70,600円	55,300円
		4 種	61,700円	48,400円
		5 種	52,900円	41,500円
		6 種	52,000円	40,600円
	2 級	7 種	44,100円	34,600円
		8 種	33,700円	22,400円
	教育職給料表(2)	4 級	3 種	70,100円
4 種			61,400円	58,000円
5 種			52,600円	49,800円
3 級		3 種	68,400円	54,200円
		4 種	59,900円	47,400円
		5 種	51,300円	40,700円
		6 種	50,400円	39,800円
7 種		7 種	42,800円	33,900円
研究職給料表	5 級	1 種	129,300円	98,300円
		2 種	103,400円	78,700円
	4 級	2 種	89,600円	66,600円
		3 種	71,700円	53,300円
		4 種	62,700円	46,600円
医療職給料表(1)	4 級	1 種	137,700円	115,900円
		2 種	110,100円	92,700円
		3 種	88,100円	74,200円
	3 級	2 種	102,800円	78,100円
3 種		82,200円	62,500円	
医療職給料表(2)	7 級	2 種	87,600円	74,600円
		3 種	70,100円	59,700円
	6 級	3 種	66,500円	52,700円
		4 種	58,200円	46,100円
医療職給料表(3)	7 級	2 種	88,300円	75,800円
		3 種	70,700円	60,700円
	6 級	3 種	69,300円	53,200円
		4 種	60,700円	46,600円
		5 種	52,000円	39,900円

備考

- 1 「再任用職員」とは、給与条例第4条第11項に規定する再任用職員をいう。
- 2 再任用職員のうち、給与条例第1条の2に規定する短時間勤務職員にあっては、この表に掲げる額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項若しくは第3項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第2条第2項若しくは第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当の月額とする。

（人事委員会の事務局長に対する事務委任規則の一部改正）

第3条 人事委員会の事務局長に対する事務委任規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（委任）</p> <p>第2条 人事委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を事務局長に委任する。</p> <p>（1）～（31）略</p> <p>（32）管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）<u>第2条第1項</u>の規定による承認をすること。</p> <p>（33）～（38）略</p>	<p>（委任）</p> <p>第2条 人事委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を事務局長に委任する。</p> <p>（1）～（31）略</p> <p>（32）管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）<u>第2条</u>の規定による承認をすること。</p> <p>（33）～（38）略</p>

（管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正）

第4条 管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成3年鳥取県人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（給与条例第16条の3第1項の職員）</p> <p>第2条 給与条例第16条の3第1項の人事委員会規則で定める職員は、管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号。以下「管理職手当規則」という。）<u>別表第1の組織欄</u>に掲げる組織に応じ、それぞれ同表<u>の職欄</u>に掲げる職（管理職手当規則第2条第1項の規定により人事委員会がこれに相当すると認める職を含む。）を占める職員とする。</p>	<p>（給与条例第16条の3第1項の職員）</p> <p>第2条 給与条例第16条の3第1項の人事委員会規則で定める職員は、管理職手当に関する規則（昭和33年<u>10月</u>鳥取県人事委員会規則第22号。以下「管理職手当規則」という。）<u>別表左欄</u>に掲げる組織に応じ、それぞれ同表<u>中欄</u>に掲げる職（管理職手当規則<u>第2条</u>の規定により人事委員会がこれに相当すると認める職を含む。）を占める職員とする。</p>

(管理職員特別勤務手当の額等)

第3条 給与条例第16条の3第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当規則別表第1の区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア～ウ 略

エ 4種(教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)の適用を受ける職員の職に限る。) 5種(教育職給料表(1)、教育職給料表(2)及び医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職に限る。) 及び6種 6,000円

オ 7種及び8種 4,000円

(2)及び(3) 略

2 略

(管理職員特別勤務手当の額等)

第3条 給与条例第16条の3第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当規則別表右欄に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア～ウ 略

エ 4種(教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)の適用を受ける職員の職に限る。) 及び5種(教育職給料表(1)、教育職給料表(2)及び医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職に限る。) 6,000円

オ 6種 4,000円

(2)及び(3) 略

2 略

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。